

地域型保育事業（家庭的保育事業等）における第三者評価の導入について

1 地域型保育事業（家庭的保育事業等）の創設

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタート。
- 「子ども・子育て支援新制度」においては、待機児童の多い3歳未満児の保育需要への対応のため、従来の認可保育所(定員20人以上)の枠組みに加え、定員19人以下の少人数の子どもを保育する事業を、市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象となった。

2 事業類型について

事業類型		定員	設置主体
家庭的保育事業		1人～5人	規定なし(個人可)
小規模保育事業	A型	6人～19人	法人
	B型		法人
	C型	6人～10人	規定なし(個人可)
事業所内保育事業	保育所型	20人以上	法人
	小規模型(A型・B型)	1人～19人	法人
居宅訪問型保育事業		1人	法人

3 平成27年4月以降の事業実施状況について

事業類型	平成27年度		平成28年度		平成29年度(予定)	
	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員
家庭的保育事業	26	111	24	103	24	105
小規模保育事業A型	3	56	9	164	15	274
小規模保育事業B型	7	121	9	153	12	202
小規模保育事業C型	5	38	5	42	5	42
保育所型事業所内保育事業					1	30
小規模型事業所内保育事業(A型)			2	34	1	15
小規模型事業所内保育事業(B型)	2	38	2	38	2	38
居宅訪問型保育事業						
合計	43	364	51	534	60	706

4 評価方法について

★各市町村で策定した保育所における評価基準の準用

- ① 保育所における第三者評価は、全国社会福祉協議会に設置された「福祉サービス質の向上推進委員会」で見直しに向けた検討・報告を踏まえ、国通知(平成28年3月1日付け雇児発0301第3号「保育所における第三者評価の実施について」)が新たに発出された。
- ② 国通知では、地域型保育を行う事業所に係る第三者評価については、保育所における第三者評価の評価基準の考え方及び評価の留意点に準じて行うことが示されており、近隣他都市においても同通知に基づいた対応をしている。

保育所の評価基準の考え方及び評価の留意点に準じて実施

5 財源について

第三者評価の受審にかかる費用については、子ども・子育て支援法に基づく、家庭的保育事業等を実施するための法定給付(公定価格)であり、「川崎市地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等支給要綱」に規定されている。

加算額

150,000円(限度額)
÷ 3月初日の利用子ども数

★第三者評価受審する場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

6 スケジュールについて

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度導入に向けた検討及び関係局との調整 ● 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会にて報告(3/13 実施済) ● 川崎市福祉サービス第三者評価事業評価調査者研修にて報告(3/16 実施済) ● 川崎市子ども子育て会議教育・保育推進部会にて報告(3/17 開催) ● 保育所保育指針の改定大臣告示(1年の周知期間において平成30年度から施行予定)
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者による受審開始 平成29年度時点で開設3年経過(平成27年度開設)の地域型保育事業者に対して、第三者評価の周知及び受審を促す。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな「保育所保育指針」の施行(予定) ● 「川崎市における福祉サービス第三者評価実施の手引き」を改訂(予定)